



平成28年熊本地震に係る支援を実施 ～被災地の罹災証明発行を支援します～

と き 平成28年4月28日(木)発表

27日、熊本県から特別区長会に対して、罹災証明発行事務の支援要請がありました。要請の内容は、京都大学が開発した罹災証明システムに対応するスキャナーを貸与してほしいというものです。

練馬区では、同システムのスキャナーを2台保有しており、今回の要請を受けて1台を貸与することとしました。

28日(木)未明、区の庁有車1台に機材一式を積載し、区職員3人が熊本県庁(熊本市中央区水前寺6-18-1)に向けて出発しました。

特別区長会では、5月2日(月)から、被災地における罹災証明に関する事務を支援するため、各区の職員を順次派遣します。

練馬区は、5月17日(火)から職員3人を派遣し被災地における罹災証明発行を支援します。

今後も、特別区長会とも歩調を合わせながら、引き続き積極的に対応してまいります。

罹災証明書は、地震などで被災した家屋や事業所などの被害の程度を証明する書類で、被災者生活再建支援金の給付など、各種被災者支援に必要となるものです。

【問い合わせ】練馬区 危機管理課 庶務係 電話03-5984-2762